

現代国家の諸矛盾と民主政の視座

中 谷 義 和*

目 次

1. 傾向と対抗傾向
2. 国民国家と民主政
3. 正統化の動揺の諸相
4. 「国家主義」と民主化の契機
5. 結 び

1. 傾向と対抗傾向

西欧近・現代史は資本主義化の歴史であり、遺制を強く留めつつも、社会経済関係の資本主義化とその高次化の道を辿っただけでなく、「文明化 (civilization)」と「市民化 (civilianization)」の過程でもあったし、いくつかの政治革命を経てもいる。これは、「フランス人権宣言」(1789年)が「人の権利」とならんで能動的「市民の権利」についても規定することで「代議 (議会) 制民主政」の端緒が開かれたことにもうかがい得る。この過程において「国民 (的) 国家」は鋳型化し、形態を多様にしつつも、「領域」規模の社会経済関係が政治的に組織されることになった。だが、この過程は、国内的にも国際的にも、不断に対立と対抗の歴史でもあっただけに、諸矛盾の噴出との政治的対応という点で、いくつかの「移行」期を不可避とせざるを得なかった。

歴史は「国民国家」における社会経済的諸勢力の、また、「国家」間の対抗と対立を基軸とする「傾向」と「対抗傾向」との連鎖であって、その

* なかたに・よしかず 立命館大学名誉教授

移行期には常に既存の秩序の衰退と見慣れない光景とが交差する¹⁾。それだけに、現況の認識と将来像をめぐって「動と反動」とが、あるいは「保守と改革」とが激しく交差せざるを得ないし、政治的対応を迫られることにもなる。その対応策が依法的であるにせよ、また、企図が不可視であるにせよ、「反民主（衆）的」契機も伏在する。これは、戦後世界に限ってもいくつかの転換期を経たことに認め得ることであって、1970年代には経済の新自由主義的グローバル化が興起し、ケインズ主義とフォード主義とを一対化した社会経済体制は「個人化」と「私化」の再強調を主軸とする新自由主義的転換が起こり、社会民主的福祉政策が後退したことに、あるいは、20世紀に至って、新自由主義的グローバル化の「対抗傾向」として左／右両派の「ポピュリズム」が“グローバル・シンドローム”化したことに認め得る。だが、こうした「対抗傾向」は資本主義の偶有性に発する政策的対応であり、そのことで社会経済構造と人びとのアイデンティティも多様化することになった。さらには、2020年のコロナ・ウイルス（COVID-19）の疫病がパンデミック化することで世界秩序は激変している。こうした社会的・自然的事象が繰り返されるなかでも、資本主義の（再）生産関係は「情報技術革命」を媒介にトランスナショナル化の方向を維持し、労働力と国民経済の外延化を基軸的方向とする経済分業と再生産の波動は持続している。だが、この過程において「国民経済」間の対立も浮上せざるを得なかっただけに、その調整を期すべく国際的「憲政」の構築も企図されることになったが、他方で、「世界社会フォーラム（World Social Forum）」や ICAN の運動にも認め得るように、NGO の活動も活発化し、「脱国家」型の運動は国際化した。

この経緯に鑑みると、「資本主義国家」は個別の局面で内在的諸矛盾に対処することで、また、政治社会集団の対抗運動と対峙するなかで、国内的にも国際的にも、自らの活動基盤である社会経済関係を再編するととも

1) Antonio Gramsci, *Prison Notebooks*, International Publishers, 1971 (C.1930): 275-6.

に、国内矛盾を外的に解消することで難局を打開してきたことになる。これは、資本主義が組織的には法人化するとともに、活動形態を多国籍化したように、自らの形態と運動を変えることで強靱な生命力を発揮し得たことに認め得る。だが、コロナ・ウイルスへの対応の必要に迫られるなかで、諸国は対応策を個別にしつつも住民の「安全」を期さざるを得ない状況にある。これは社会経済関係の越境化が深化したとはいえ、国際的規模の指令機関（「国家」）を欠いているだけに、「国家（国民）主権」原理が国民統治の、また、国民間関係の正統性の根拠ともなっていることを意味するが、それだけに、「^{ステイティズム}国家主義」という言説が横行しかねないことにもなる。この視点からすると、トランプイズムを始めとする西欧や東欧の排外主義的ショーヴィニズムは、グローバル化への反発として「国民国家」の自律（立）性を主張したことになる。他方で、グローバル化の趨勢には不可避のものがあるだけに、「社会主義現代強国」を国是とする中国の覇権主義路線との対抗関係が「新冷戦」化するなかで、主要資本主義諸国は対立の契機を内在しつつも同盟と協調関係の強化策を模索している。

今世紀への転換期は資本主義世界の構造的変貌期にあたる。戦後先進資本諸国の基軸的体制であったケインズ主義とフォード主義との複合システムのなかで労資の同盟型福祉国家が形成され、国際経済はブレトンウッズ体制の枠内において作動していた。だが、この体制は1973年の「石油危機」とスタグフレーションのなかで破綻し、新自由主義的市場原理主義が台頭するとともに、国際的再生産システムは脱国境化の方向を強くした。だが、「国民的-人民的 (national-popular)」という「領域」規模の結合体の契機は根茎化しているだけに、「脱国民国家」化の「対抗傾向」が浮上せざるを得なかった。ポピュリズムの理念と運動のグローバル・シンドローム化は、こうした「国民国家」の「利益（関心）」に発している。とりわけ、資本主義世界の対立軸をなしていたソ連型社会主義圏が瓦解し、この圏域において個別の「国民国家」化が起り、一部の諸国がEUに加盟するなかで相互の対立も浮上している。そして、2020年に“コロナ・

ウィルスがパンデミック化するとともに、乱開発による地球の温暖化のなかで人類は生存の危機の意識を強くすることになった。すると、この半世紀の社会経済的変動は人為に発する自然の脅威と複合することで、構造的危機とも呼ぶべき性格にあるように見える。こうした現代の有機的危機状況との対応と脱却の方途が模索されるなかで「国民国家」の復元力が作動し、ナショナリズムが社会的誘意性を帯びだしている。ポピュリズムのグローバル化はこうした力学の反動であって、その理念と運動は両翼化し、右翼「改革主義」と社会民主的「改良主義」とが交錯する状況にある。現代世界は国民的契機と脱国民的契機とが交差する状況にあり、新興国ないし途上国の反発と連携の圧力も受けるなかで「資本主義国家」間の協調体制の構築が目指されているとはいえ、国際政治におけるヘゲモニーと個別「国家」の基軸的利害の保守との対抗関係を強くしてもいる。移行期の現代は幾重にも軋轢の様相を内在しているだけに、現代世界の展望は混沌としているように見えるが、「民主主義」には“青写真”があったわけではないことを踏まえると、この状況においても民主政の新しい展開が模索され続けていると言える。

<対抗傾向> 2008年の「国際的金融危機」（リーマン・ショック）を誘因としてポピュリズムのグローバル化が起こった。代議制民主政によって対立や不満が所定の手続きに従ってプラグマティックに対処されているかぎり、政治システムや支配的政党制の疑念は潜勢するにとどまり、争点化することはない。だが、社会経済的諸矛盾が表面化し、意識されだすと所与の政治体制の疑念や権力構造の正統性が問われだすことになる。「ポピュリズム（populism）」は「人民（people）」を標徴としているだけに、国民的「人民」を引照とする「アイデンティティ政治」が浮上すると、「受け戻し（redemption）」の意識が強まり、直接民主政の契機が台頭する²⁾。

20世紀後期に至って、「フォーディズム」型資本主義的社会経済関係が

2) Margaret Canovan, "Trust the People! Populism and the Two Faces of Democracy," *Political Studies* 47, 1999: 2-16.

新自由主義市場原理によって再編されることで「ポスト・フォーディズム」の時代へ移行したとされる。この局面では、また、企業の多国籍化と金融資本の国際化が昂進している。この新自由主義的体制転換と「グローバル化」のなかで技術化と専門分化が進み、社会経済関係の分断と断片化が深化し（グローバル化とポスト・フォーディズムとの複合化）、従前の住区型・職場型参加と社会的結合関係の解体が進み、政治参加は“上から”の受動的な方向を強くすることで「ポスト・デモクラシー」へと移行したとすらされている。ポピュリズムは、こうした傾向の「対抗傾向」として「人民（庶民）」を訴求力として浮上した。とりわけ、社会経済関係のインターネット化は情報のデータベース化を基礎に購買と消費の形態の急変を呼ぶことになっただけでなく、ツイッターによって選挙民を政治動員の対象として客体化し、監視システムの手段ともしている³⁾。ポピュリズムの理念と運動は「顔のない大衆」のソーシャルメディアを媒介とする集団的“噴出”であり、垂直的統治に対する上向型社会運動であるだけに、その企図と運動は両翼性を帯びざるを得ないことにもなった。

ポピュリズムの理念と運動は個別国家の政情や諸勢力の配置状況を異に形態を多様にしつつも、「国民国家」の保守の理念と「改革」を既存体制の批判と再編に結びつけようとしている点では政治姿勢を共通にしている。幻想的共同体であるにせよ、「国民国家」が文化やエスニックの同質性を土壌としているだけに、ポピュリズムはナショナリズムを修辭とすることで「国民的－人民的」感興を喚起し得ることになった。換言すれば、その理念と運動は「社会的土着主義」の琴線にふれるだけに⁴⁾、また、政治的修辭であるにせよ、中小企業家や労働者の保護に訴えるものであるだけに社会的誘意性を帯び、訴求力を発揮し得たことになる。ネオポピュリズムの理念は「国家」機能の「脱国民」化の趨勢に対する抗議の表現ではあるが、その右派的潮流が新自由主義と呼応し得たのは、新自由主義の社

3) Nick Srnicek, *Platform Capitalism*, Polity, 2017.

4) Thomas Piketty, *Capital and Ideology*, Harvard University Press, 2020: 887-8.

会経済の市場原理主義的自由主義の「改革」論と右派ポピュリズムの「反既成体制」の修辞とが共鳴し得たことによる。とりわけ、「所有的個人主義」の理念は資本主義的社会経済関係のイデオロギー的機制であるだけに、反エリート主義的「改革」論は「国民的-人民的」共鳴板となり得るし、「排外主義（ゼノフォービア）」とも呼応し得ることにもなる。

「ナショナル・ポピュリズム」が徘徊していると評されてから久しくなる。この理念と運動が長期的訴求力を帯び得たのは、新自由主義的資本主義のグローバル化のなかで国民規模で、また、国際的にも経済格差が拡大し、難民と移民の流入が「ゴグとマゴグ」に喩えられ、その侵入から守るための防護壁の構築の必要を喚起したことによる。こうした「国民国家」による反発に疫病が重なり、「緊急事態宣言」やロックダウンが発せられ、海外往来が制約され、強化されることで新自由主義的グローバル化の波動は一時的にせよ弱まり、諸国は防護主義の姿勢を強くせざるを得なくなった。他方で、米中の世界的ヘゲモニーをめぐる対抗関係はアジアで「新冷戦」化の様相を強くし、中東の政権の不安定は“バルカン化”の可能性すら潜勢することにもなった。こうした地殻変動ともいべき局面において、諸国は内向化（「脱グローバル化」）の方向を強くし、「安全」の保持のための対応策をしくことで「国民」的“巣ごもり”状況が起こった。こうした政治の内向化には保護主義と自由貿易主義とが、また、対立的地域の主張が交錯したにせよ、ブレクジット（Brexit）がレファレンダムをもって EU から離脱することを決めたことに端的に認め得るように、「国民国家」は国際政治の基本的構成要素の位置にある。他方で、RCEP や「クアッド（QUAD）」に例示されるように、資本主義国家間の協調体制の再構築が急がれることにもなった。こうした動向は「(国民) 国家」の、また、「主権国家」の政治学的意味の再考を迫ることにもなったのは、政治の内向化と外向化のなかで、国民の「安全」をめぐる多様なイデオロギーや言説が、あるいは、対立的運動と理念が交差することになったからである。

21世紀に入って、「ネオポピュリズム」の運動は西欧世界にとどまらず、東欧と北欧や南米にも広域化した⁵⁾。この運動はドイツやフランスなどで極右勢力の台頭を呼ぶことになったが、「ポディモス」(スペイン)に、また、民主党(アメリカ)やイギリス労働党の一部が左翼化の傾向を強くしたことに認め得るように政党内対抗が両極化しただけでなく、「国民国家」に断層線が走ることにもなった。さらには、コロナ危機や新自由主義的グローバル化による経済格差は社会的「安全網」の再構築を、そして、地球温暖化は自然環境の「制御(コントロール)」を争点化させ、“カーボン・ニュートラル”策の必要が国際的合意の方向を強くした。すると、社会経済関係の外延化(「脱国民国家」化)と内包化との対抗的ダイナミズムが作動していることになり、この双方向の力学が「国民国家」を基盤とする「民主政」の有意性の再考と再構築の課題を提起し、国際的協力の必要を迫ることにもなった。

グローバル化は「主権」型「国民国家」の社会経済的関係とその正当化論の再構成を迫ることになったし、自然破壊は個別の国民国家の再生産システムに、また、多国籍企業や金融資本の国際的活動に起因するだけに、その規制策の国際的協力体制の構築を求めたことになる。この課題は、国際関係が内政の延長であり、内政と外交とは弁証法的力学に服しているだけでなく、「国民国家」は国際政治の不可分の構成要素でもあることに鑑みると、国内政治の民主化は国際政治の橋頭堡とならざるを得ないし、なり得ることを意味する。

経済活動は生存にとって不可避の、また、不可欠の営みである。だが、この活動が市場経済と擬制商品を主軸とする再生産過程として社会的規模で繰り返されることになったのは、近代においてのことであって、経済活動一般と「商品市場」型資本主義とは同義とは言えない。というのも、生産の社会的関係は所与の生産関係の歴史的様式であるという点では形態を

5) Aurelien Mondon and Aaron Winter, *Reactionary Democracy: How Racism and the Populist Far Right Became Mainstream*, Verso Books, 2020.

異にするし、個別の「資本主義国家」の様態も多様であることに鑑みると、生産主体間の「関係」は変化に服し得る歴史的様式に過ぎないからである。この意味でネオリベラル派の社会経済像は「所有的個人主義」に立脚した「市場原理主義的自由」論にほかならない。

近代の共和主義が「社会契約」を媒介に社会構成体論を導出し、この鑄型において経済的リベラリズムは「経済契約」を社会関係の柱石とすることで人びとの社会的・政治的“存在”を資本主義的市場原理に包摂した。これは、「社会契約」を“コモンウェルス”の嚮導概念とするとともに、「経済的自由主義」を社会構成体の結合概念とすることで社会経済関係の経済主義的鑄型化を期したことを意味する。これが資本主義経済の原点であり、その展開の起点ともなったにせよ、労働力と土地や貨幣が擬制商品化し、交換と流通の手段となるためには、また、「市場基盤型自由民主政（market based-liberal democracy）」を体制原理とするためには「国家権力」による立法や社会秩序の形成と維持機能を不可避とせざるを得なかったし、現況でもある。

2. 国民国家と民主政

西欧政治思想史の脈絡からすると、「主権」の概念は J. ボーダンの規定以降に限っても多様な歷程にある。これは「領域」内住民の社会経済関係が変化するなかで、「国家」の形態が変容せざるを得なかったことに、また、「国家」間関係が不断の変動に服せざるを得なかったことによる。だが、「市民革命」を転機として、「主権」は「人民（国民）」に帰属するとされることになった。これは、「主権」が「国民国家」の存在にとって不可欠の属性であり、存在論的には、「国民国家」の「自立性」の、また、行動論的には、その「自律性」の本質的要素とされ、民主政と不可分の関係にあると理解されることになったことを意味する。というのも、「主権」の概念を欠いては「国民国家」という関係論的「容器」の理念的・法的擬

制は成立し得ないと見なされたからである。これは、「国民国家」の構成が社会経済的・文化的多元性の複合的統一体として理念化されたことを意味する。

「自由民主政国家」においては、「国民（人民）」が統治の制度的主体でありながら権力行使の現実的客体でもあるだけに、主／客関係には緊張関係が内在し、統治の正統化機能を不可避とする。とりわけ、「国家」の住民（「国民」）は社会的存在であるだけに、自らの「安全（security）」は個人的営為を超える社会的保全を必要とする。社会秩序と自然環境の保全という二重の「安全」が保障されるためには、「国家」の権力機能を必要としていて、この機能を欠くと「国家」は「挫折国家」化しかねないことになる。また、議会と執政府との二元的代表システムにおいては両者の対抗と実効的権力の移動の力学を内在しているだけに、社会的緊張状況においては、執政府が議会の制約を免れようとする。さらには、国際政治はヘゲモニー関係に服しているだけに、「力」関係が変動する局面においては「安全」の契機は高まらざるを得ない。すると、「安全」とは関係論的概念であるし、「主権」概念は時間的・空間的制約性を帯びていることにもなる。

「民主主義」の理念からすると、形式的であれ、主権の帰属主体である「人民（国民）」の「権力（支配）」が所与の空間で行使され、（再）生産関係を変えるための政治的契機となり得ることを意味する。所与の「現実」とは歴史的所産の合流点であるが、同時に分岐点でもあることを踏まえると、「民主的国家」が新しい展開の起点ともなり得ると言える。換言すれば、民主主義は人格間関係を組成している社会経済関係を変えるための媒介手段となり得ることになる。この脈絡からすると、民主政は所与の体制を正統化するための機制であるのみならず、これを変更するための実践的可能性を内在していることになる。それだけに、ハイエクの“コスモス”^{オープン・ソサイエティ}やポPPERの「開かれた社会」の概念に認め得るように、「主権」概念を媒介とする民主的「介入」策は古典的リバタリアン派の“呪いの的”とならざるを得なかったのである。

新自由主義によって市場原理主義的・通商型社会経済が再編される方向を強くしたが、この政策は「クワンゴ」に認め得るように、行政府主導型政策決定の方向に傾いたのみならず、「脱国民国家」化の方向を強くすることにもなった。だが、こうした社会経済関係の新自由主義的再編策は「国家権力」の再規制策を必要としたし、各種の通商協定の締結は「国家」を媒介としてもいる。そして、現局面の諸矛盾との対応策のなかで、「安全」の観念において「^{ステイティズム}国家主義」の復権論も強まっている。これは、「国家」とは社会経済的関係の物象化であり、「国民」統合の標徴でもあるだけに、「国家」への忠誠と帰順が「国家信仰」を呼び、「国家幻想」において「国家主義」が統治の精神的媒体となりかねないことを意味する。すると、「国家主権」や「国民主権」の属性が、さらには、この概念に立脚した“自由”の「民主的展開」の方向が争点化せざるを得ないことにもなる。

「主権」は「国民」に不可欠の属性であり、空間に区分された「領域」が個性を得るための独立不羈の最高権力と理解されていたし、「国家」の住民はアイデンティティを多様にしつつも、その「権力」によって包括されることにもなった。こうした至高の政治権力の主体は「王権（君主）」に象徴され、君主が所与の「領域」内住民の人格的統治者とされたが、共和政において「君主主権」論は政治支配の正統性を失い、「主権」は“人民”に帰属することになった（「国民（人民）主権」論）。だが、「国家」とは「領域」内住民の諸関係の総体を表象する抽象であり、「主権」が「領域」内住民の形式的意思の表現とされるにせよ、「国家」間関係においては「国民（人民）」の意思は「領域」性を帯びていて「国家意思」として表現される。これは「主権」概念が内外の両面において「国家主権」と「国民（人民）主権」として二重に表象されることを意味する。

「主権」概念は社会経済関係の越境化を溶媒とすることで至高性という原義を希釈化していることは生産と金融の国際的連鎖化やソブリン・ローンに認め得ることである。とはいえ、「主権」は国民統合の基軸概念であるし、対外的主張の基盤ともなるだけに、「国民（人民）主権」論に立脚

した「国家主権」論は、なお、有意性を維持している。というのも、住民は、国際的には“マルティチュード (multitude)”であるとはいえ、「国民」として区画化されているし、その社会的「安全」の維持は「国家」の統治機関の基本的機能要件にほかならないからである。すると、「国民主権」を放棄すると国民は国際的発言力を失い、国際関係におけるヘゲモニー国家の企図に服さざるを得ないことになる。とりわけ、「国民主権」は民主政にとって不可欠の位置にあると言えるのは、この概念を欠いては、共和政国家といえども自らの正統性を保持し得ないし、政治的「人民」の自己決定や自律性の理念は成立し得ないからである。これは「国民(人民)主権」が民主政と結合することで有意性を帯び得ることを意味する。この視点からすると、社会経済関係の新自由主義再編策のなかで深刻化した失業と非正規雇用といった社会経済関係の格差化と「安全」の不安定化は、また、社会的ネットワークの貧困化といった問題は「国民」的課題とならざるを得ない。これは、所与の国家が住民の社会的「安全」の保持を政治の基本的機能としていることによる。また、「基本的人権」を無視することで治安を保持しようとする恐怖が跋扈し、脅威による統治は社会を危殆に瀕せしめ、「監獄国家」の出現を呼ぶことになる。社会保障は社会経済活動の基本的要件であって、この制度を欠いては「権利」概念は成立し得ず、共同社会の存続を困難ならしめる。すると、社会的ネットワークは「救済」というより、社会経済活動の積極的展開の要件にほかならないことになる。それだけに、統治機能が現実の諸矛盾に対応し得ないと、選挙民の不満と不安は常態化し諦観が恒常化することで、正統化の最も有効な政治的回路である「選挙」という合意導出の機能は不全化しかねないことにもなる。

3. 正統化の動揺の諸相

右派ポピュリズムの台頭や「中間団体」の衰退と結びついて、「国家」

の代表機構と「政党」の民意徴収機能との乖離が、したがって、伝統的「政党制」の変容という問題が争点化することになった。いずれの「国民(的)国家」も民族的構成と社会経済的編成を多様にし、対立的契機の「多元的一体性」に立脚している。これは、人格的には個別的であっても社会的カテゴリーを異にする人格的集合体であるだけに、この集合体を秩序のうちに政治的に統合する機能と機構が求められることを意味する。そして、代議制民主政においては「国家」の統治機構と社会との媒介環である「政党」が国民を社会経済関係に糾合することで「国民国家」は“容器”化している。基本的には「社会集団」である政党が「国民」的規模の政治機能を果たすことで多元的統一性が維持される必要があるだけに、国民国家には、それぞれの固有の「政党制」が形成されてきた。それだけに、社会経済関係の動揺は既存の政党制の、あるいは、政党間競合体制の再編成を迫ることにもなる。「政治的正統性 (political legitimacy)」は所定の手続きにおいて「説明責任」が履行され、形式的言説であるにせよ、「不平等」の説明に承諾し得るものがあると受け止められるかぎりにおいては、また、外交を含めて政策が合理的で有効であると認識されるかぎりにおいて作動し得る。だが、こうした代表機能の諸条件を欠くと、統治の正統性は動揺せざるを得ないことになる⁶⁾。

社会経済関係が「領域」化され、この空間において住民が「国民」として「秩序」化されることで、その凝集性が維持されるためには、個別の人格関係を一定の組織と形態に組成する社会経済的・政治的強制力や「政治文化」の情宣や情動化の機能を必要とするのみならず、この関係を管理し操舵するための権力の機能と機構が求められる。資本主義が「国家」に組成されるのは、社会経済関係が「利潤」追求の原理によって組織され、「商品」の取引が慣行化するとともに、「国家権力」がこの関係と実践を一

6) S. M. Lipset, *Political Man: The Social Bases of Politics*, 2nd eds., Heineman, 1983: 64. 次も参照のこと。Stephen M. Weatherford, "Measuring Political Legitimacy," *American Political Science Review* 86 (1): 1992: 149-66.

定の自立的組織と機能的自律性をもって凝集し、所与の「領域」において社会経済関係を傘状的にコントロールしていることによる。それだけに、政治は支配の正統性の維持と創出を自らの課題とせざるを得ない。とりわけ、“危機”の局面では「改革」的対応策が重視され、保守的心性が喚起されることになるが、他方で、その「民主的改革」像が模索されることにもなる。というのも、近代民主主義の代表原理からすると、その機構の編成と統治機能は被治者の同意という正統性に服しているからであって、統治主体の一方的「支配」は権力資源を政治装置に集中し、社会の自発的活動の自由を制限し「権威主義」体制の成立を呼ぶからである。それだけに、政治的位相の“右旋回”を呼ぶだけでなく、「対抗傾向」を喚起し得ることにもなる。

<政治的亀裂の浮上> 社会経済関係には矛盾が潜在している。この矛盾が浮上すると、社会的不安や不満が顕在化するだけに予防策が講じられる必要がある。すると、支配政党によって社会経済的不満や不安が「改革」策をもって政治的に緩和され得ると期待されたり、「不安」の解消が現状の保守の心理に傾くかぎり、不安定のなかの相対的安定が保持されることになる。だが、支配政党の代表機能が不全化し、広範に意識されると、政権交代が求められたり、新興政党の出現を呼ばざるを得ない。また、資本主義イデオロギーのヘゲモニー機能が脆弱化すると「改革」の意識は体制の“危機”に転化しかねないことにもなる。政治的正統性は統治の制度化と選挙民の心理的契機との連鎖に依拠しているだけに、社会経済的不満を既定の政治的処置では対処され得ないと、所与の政治経済体制の正統性は揺るがざるを得ないことになる。

1970年代の「スタグフレーション」は“正統化の危機”を呼ぶことになったが、この危機は支配的イデオロギーの修正と保守主義的「改革」策をもって回避されている。現局面の危機は地球温暖化やコロナのパンデミック化と新自由主義的グローバル化に発している。この生態学的危機が「グローバル民主政」の課題を浮上させることにもなったのは、資本主義

的乱開発と公衆衛生や防疫体制の不備との対応には個別の「国民国家」を超えるレベルのものがあるからにはかならない。また、右派ポピュリズムのグローバル化は既存体制に対する“逆襲”として浮上した。これは社会経済関係の越境化のなかで国民的・国際的経済格差が拡大したことに負い、移民と難民の越境化のなかで「国民国家」型代表システムの、また、エリート中心型統治システムの正統性を問うことにもなった。

今世紀への転換期に至って、先進資本主義国においては製造業からサービス業への労働力移動が起こり、国際的貿易競争も激化した。また、新自由主義的社会経済関係の国内的・国際的再編策が趨勢化するなかで、OECD 諸国において二大政党型政党制は後退し、政党再編が起こるなかで左／右のポピュリスト政党の台頭を見ることになった。「ポピュリズム」の理念と運動は「代議制民主政」が「国民（人民）」を基礎としているだけに不可避であるが、現代のポピュリズムが固有の修辞を吸引力としていることは、その右派の潮流が広くヨーロッパに伝波していることに認め得ることであって、経済社会関係のグローバル化を背景としている。

新自由主義的グローバル化のなかで経済格差は拡大し、「富」の偏差が顕在化している。左派ポピュリスト派は「自由民主主義」の伝統において「平等主義」の深化を期そうとしているのにたいし、右派ポピュリスト派は反グローバル主義的ネイティズムを修辞とし、「人民（people）」を「庶民」に引照するとともに、「国民」の「民族」的契機に訴えてもいる。この政治戦略が一定の社会的訴求力を持ち得たのは、「庶民」主義をもって「反既成体制」を、また、「国民－人民」の概念をもって共同体的帰属感を喚起し得たことによる。その「改革」路線は「権威主義」と「反多元主義」の傾向を帯び、「権威主義的ポピュリズム」と呼ばれるのは⁷⁾、「紙のつぶて」をもって争点のレファレンダム型決裁（行政部の専断化）の志向を強くし、「反エリート主義」を修辞としつつエリート主義を主唱するとい

7) P. Norris, R. Inglehart, *Cultural Backlash: Trump, Brexit, and Authoritarian Populism*, Cambridge University Press, 2019: 7.

う“逆説”や「反移民」という排外主義をスローガンとしていることによる。

20年の大統領選で下野したトランプは、メディアの“フェイク”を主張することで「反ワシントン」型権力観を喚起するという同調圧力型政治戦略に訴えているが、これは、国際的再生産関係が変化しアメリカの民主・共和両党の支持層の地域的偏差も強まっていることを、とりわけ、中西部では中国製輸入品が増大するなかで「中国嫌い」が高まり、さらには広く「アジア嫌悪感」にまでおよんでいることを背景としている。類似の状況はヨーロッパにも認め得ることであって、移民・難民の流入を受けて、「イスラム嫌い (Islamophobia)」が広がり、人種主義的「憎悪犯罪」^{ヘイト・クライム}率も高まっている⁸⁾。

4. 「国家主義」と民主化の契機

社会経済的不安や国際関係の動揺は「安全」の維持と回復の心理を強くさせる。コロナ・ウィルスが蔓延するなかで「緊急事態宣言」が発出され、営業の部分的休業や雇用形態の激変を呼ぶことになった。また、東アジアや中東における国際関係の地政学的不安定は「不安感」を強めることで「国防」の意識を高め、さらには、「極超音速ミサイル」による「威嚇外交」や地球の「温暖化」は人類的存在感の意識を強くさせることにもなった。すると、現代世界は不安の重層的構造にあり、「国家」による“安全”の維持において介入主義的傾向を強めたことになる。

新自由主義的社会経済の再編路線は修正の過程にあるにせよ、再生産関係と雇用形態の変容を呼び、“コロナ危機”と国際関係の不安定化が重なるなかで「国家主義」が台頭する可能性を強くした。これは「不安」からの“脱出”策が「国家」に求められることによる。とりわけ、恐慌や臨戦

8) Adam Przeworski, *Crises of Democracy*, Cambridge University Press, 2019: 83-102.

期に高まることであるが、現局面の「国家主義」は社会経済関係の再編成と「社会的存在」の“安全”の維持の必要に触発され、保守主義の心性を喚起する。そのことで「国家」の「国民」統合と国際対応の契機を再確認させることにもなった。

「国家主義」化の傾向は“コロナ危機”と流動的国際状況や就業と雇用形態の変化との対応策として浮上したことである。このインパクトを受けて「成長戦略」による資本主義の活性化が期され、膨大な財政出動策が講じられることで「債務国家」化せざるを得なくなり、財政再建が目標とされることにもなった。これは、「国家権力」が社会の凝集化と資本主義的生産条件の再生産の強圧とヘゲモニーの装置の再生産という国家のケンタウロスの相貌を、また、内外を凝視するヤヌスの面相を帯びた“リバイアサン”として現れることを意味する。この視点からすると、現局面の諸矛盾の顕在化との対応の必要において、「国家」は介入主義的機能を強くしていることになる。

「国家 (state)」とは「領域」規模の社会経済的諸関係の総体の抽象であって、歴史的経路依存性を帯びた諸関係の所産として実体化している。この諸関係の個別局面の位相には過去の対立と秩序化の過程が沈積しているし、現局面の「国家」の形状は社会経済的諸矛盾の表現であって、「権力装置」は社会経済関係を接合することで、「領域」規模の諸関係を不安定のなかで統一している。「国家」と「国家装置」とは概念を異にしている。というのも、前者は社会諸関係という実在の抽象であるのにたいし、後者はこの社会経済的諸関係を権力的にコントロールする統治機構（政府）であって、「国家」という抽象の具象として現れるだけに「国家」は“アイコン”化するからである。換言すれば、「政府」は社会経済関係の政治的統轄の主体であり、不可視の社会経済関係を「領域」化し、その形態を形象化することで「国家」は「政府」において可視化する。それだけに、社会経済関係の変化は「国家形態」の変容として現れる。「国家」と「国家」の統治機構とは区別する必要があるのは、後者が社会経済関係をコン

トロールするための機制であって、民主政に服し得る機構にはかならないからである。そうでないと住民は受動的客体に留まり続けざるを得ないことになる。これは、プラトンの『共和国』が「国家」を「舟」に喩えていることにも認め得ることであって、住民は一定の空間において“乗客”化することで「運命共同体」と見なされている。この風論からすると、「政治 (politics)」は航海術のごとく「統治技術」と、また、「政府 (government)」は操舵室の「航行装置」と見なされ、「領域」内住民はその操舵に服すべき受動的存在と見なされるので、「国家」における住民は主体的契機を欠き、「選良」のコントロールに従わないと難破しかねないことになる。

他方で、古典的リバタリアニズムや新自由主義は、「国家」と「国家」の装置とを区別することなく「国家」を“必要悪”として「实在」視する。この「国家」観は「個人主義的自由主義」に発しているので、「国家装置」の不可避の属性である「物理的強制力」による強制は「自由」の障害であると見なされ、強圧的統治論や統制経済は「全体主義独裁」を呼ぶことになるとする。こうした「国家忌避」論の修辞は「陰謀論」とも結びつくことで政府が指示したワクチン接種の拒否感にすら及びかねない。

確かに、「国家装置」の機能は社会経済関係のコントロールに求め得る。そのためには課税や関税および国債を必要とし、徴税の形式と配分は「国家」に固有の機能であって、「政府」がそのための権力装置と言える。だが、為政は形式的であるにせよ、「人民 (民衆)」の批判にも服していることに鑑みると、「国家忌避」論は「個人主義的自由主義」に立脚しているので、為政が主／客関係にあることが軽視され、「政府」の民主化論や政治社会関係の「民主的展開」という課題は視野から遠のかざるを得ないことになる。というのも、リバタリアン型「国家忌避」論は伝統的階級型権力論の対抗観に立脚していて、個人的「自由」の唱導という点では積極的意義を帯びているにせよ、「国家」の集団的改革には批判的論調を強くせざるを得ないからである。だが、「自由」の理念は個人の「政治的・社会権的自由」観においてこそ有意性を帯び得ると言える。

こうした不安定と不安感の現況において、「国家」の社会経済関係への介入の必要を喚起し、資本主義は再活性化の方途を求めることになった。また、ナショナリズムが喚起されることで「国民経済」中心型資本主義は再起動し、国際競争力を強化するとともに、戦略的資源を確保しようとする地政学的企図を浮上させることにもなった。だが、「再生可能エネルギー」の開発が地域性を免れないにせよ、そのインフラを強化することで地球温暖化に歯止めをかけようとする、個別「国家」の規模で実現することは困難であると意識されるようになってきている。他方で、排外主義は人種主義と結びついて、「民族的ショーヴィニズム（national chauvinism）」として、なお、活力を保持している。

グローバル化は「脱国民国家」の方向を強くしただけに、「対抗傾向」として「ナショナル・ポピュリズム」を誘発することになった。この運動と理念が訴求力と誘意性を帯び、グローバル化の反発力として作動し得たのは、住民の生活が個別の時空間性の制約に服していることに、換言すれば、住民は所与の「国民国家」を生活空間とし、固有の基本的価値や慣習と実践において政治社会的共同体を形成していることによる。これは、資本主義経済の運動と範囲がグローバル化しているにせよ、その基盤は国民経済に発し、政治社会システムのローカル性を脱しているわけではないことを意味する。すると、「人民（demos）」を主体とする「民主的政体」論は「脱国民」的“民衆”ではなく、「国民国家」という空間的鑄型に区画された社会経済関係と統治形態の「民主化」を前提とせざるを得ないし、この視点においてこそ「民主主義」論は現実的有意性を帯び得ることになる。この視点からすると、「ナショナル・ポピュリズム」とは「国民国家」という視野を共通にしつつも、理念と実践においては国際的「連帯」において排外主義を排し、国際的連帯の契機を模索するとともに、「国民国家」を民主化の橋頭堡とし、この地平から「グローバル民主政」を展望すべきことになる。

普遍主義の認識は個別主義に発する。だが、普遍主義の理念は時空の制

約に服しているにせよ、「個別性」を照射することで、その固有性を「特殊」化する。これは、「個別性」を一般化することで自画像を正統化したり、「個別性」を超えるレベルの価値を一般化しようとする傾向を帯びるので、「普遍主義」と「個別主義」とは相関化の運動に服していることを意味する。すると、「個別」の認識は「存在」の弁別から普遍主義と結びつけることで排他（外）主義に転化しかねないことにもなる。ナショナリズムは空間的に区画された社会経済関係への帰属感や愛着心に発するにせよ、この心理は他国との比定による自国の「国民的利益（関心）」の同定というイデオロギー機能に服しているだけに、内的矛盾の解消策が排外主義や帝国主義の心性と結びつきかねないことになる。これは、「国民（民族）」が「領域」を居住空間とし、エスニシティを結合関係の基軸的構成要素としているにせよ、「血と大地（Blut und Boden）」という血縁的・地縁的結合関係に内在する土着主義と人種主義とが重層化し、自民族の閉鎖的優越主義の修辞に転化することで恐るべき惨劇を招いたことはナチズムの、あるいは「大東亜共栄圏」の経験に端的に認め得ることである。

<ナショナリズムと愛国主義> 他方で、ナショナリズムは近代の「市民革命」のイデオロギーとなり、「国民国家」の形成と民主的制度化の起点となったし、「国民主権」の基軸的イデオロギーともなった。「市民革命」は興隆期のブルジョアジーを政治的主体とする「国民」の組織化という点では政治的作為の所産であったが、この勢力が指導力を発揮し得たのは「領域」規模で基軸的エスニシティが共有され、「民族」への愛着心が「国民」感と一体化したことに負い、資本主義的「国民国家」の基体が定礎されることにもなった。こうして成立した「国民国家」における全体統合の法政理念が「国民主権」論であり、空間的制約性において民主的・民族的制度の鑄型となり、この「容器」において近代の政治的・社会的権利が制度化されることになった。だが、「民族」が「国民」に包摂され、「国家」において一体化しただけにエスニックな契機間の対立を内在せざるを得なかっただけでなく、この「国家」が資本主義国家として成立しただけに、

その植民地主義的外延化の力学は帝国主義と結びつくことにもなった。これは「国民（民族）主権」の自立（律）性の主張が外からの干渉を排し、社会的・政治的「権利」を保守するための砦となるだけでなく、介入と干渉の力学に転化し得ることを意味する。すると、ナショナリズムは歴史的二面性を宿していて、その理念と運動は固定的ではなく可変的でもあることになる。換言すれば、「国民国家」を絶対視し、その法政原理を「主権」に求めることは、あるいは、グローバリズムをもって「国民国家」の解体を志向するという言説は「国民国家」の、また、「国民国家」間の弁証法的展開の視点を欠かざるを得ないことになる。また、「国家－社会」の二分論と同様の類推をもって「国際関係」を「国民国家」から分離すると「国民間関係（international relations）」という原義が見失われ、「国際関係」が抽象化されることで物象化したり、あるいは「脱国民国家」化されると「国家」間の「力」関係に還元されかねないことにもなる。

「愛国心（patriotism）」は「国民国家」の同胞の意識に発し、「国民」統合の強固な土壌となるにせよ、アイデンティティの政治からすると、その意識は、地縁的近隣性や血縁的近親性という親密圏の体験と社会経済関係の共有の認識に発しているだけに、その形状は歴史的変性を免れ得ない。すると、「国民国家」は民主政の基盤ともなり得るし、ならざるを得ないことになる。というのも、「代議制民主政」とは「代表」と「民主政」という対立的契機の複合概念であり、「民主政」を「代表制」に接合し、実践的有意性に転化しようとする「コミュニティ」という対話と討議の“コミュニケーション”の「場」を必要とするからである。というのも、「市場社会」は資本蓄積の競争型強制のメカニズムにおいて「公共空間」を断片化し、私的活動に閉じ込めようとする圧力が作動するからである。コンセンサスは「同意」というより、相互理解のことであることを踏まえると、民主政の展開には「不一致」を含めた共通の理解の「場」が求められることになる。この点で、職場が労働のアイデンティティを共有し得る「場」であるだけに労働組合は重要な位置にあることに変わりはない。

「立憲的愛国主義」(ハーバーマス)や「民主的愛国主義(democratic patriotism)」(ゲルバウド)の「民主政」論が示唆的であるのは、「同定(identification)」の意識は個別の生活空間に発するわけであるから、民主政は個別「国民国家」の民主化を基盤とすべきとしているからである⁹⁾。この「民主政」観は社会の権威主義的コントロールに対抗し、「国家装置」のヘゲモニー機能とは別の私的意見形成の自由の「場」を市民社会の諸次元に求めようとする視点に立脚している。労働が断片化し、労働者が孤立化するなかで労働組合の組織率が急減していることに鑑みると、また、選挙民が政府の活動に集団的圧力を行使し得る機会が逡減することで「代議制民主政」が機能不全化しているとされていることを踏まえると、あるいは、ポスト・デモクラシー「脱民主政」の時代であるとも呼ばれている状況においては、「参加型民主政」論は民主政の活性化という点で重要な視点となる。

共有地は私有化され、社有地に転用されることになったにせよ、「民主政」は空中において作動し得るわけではないから「公共圏(communs)」におけるコミュニケーションを媒介とするボトムアップ型民主政像が求められることになる。また、「国民」という「同定」の意識は政治的・社会経済的構成体の民主的原基であるにせよ、それが展開し得るためには、この体制が不断の自省に服することが求められる。というのも、「比定」は自らの体制を弁護し「普遍」化するという陥穽を宿しているが、比定の意識は国際的同定の意識と結びつくことで国際的「連帯」の起点ともなり得るからである。これは、基本的には、「国際政治」が個別の「国家」の複合体型コスモスであることに鑑みると、個別「国民国家」の民主的営為が外的に放射されるだけに、また、「グローバル・ガヴァナンス」は「脱領域」の地平に発していることに鑑みると、その民主政像は「国民国家」の民主化の外延化において展望することが現実的有意性を帯び得るからである。この点では「グリーン・ニューディール」の理念と運動は乱開発に対

9) Paolo Gerbaudo, *The Great Recoil: Politics of the Populism and Pandemic*, Verso, 2021: ch.9.

抗するための越境規模の共通の理念ともなり得る。

確かに、「代議制」は、少なくとも始原的には、所与の所有諸関係と「経済的自由主義」を正統化するための制度的装置に発していると言える。だが、所与の「国家」の最高権力が「国民（人民）」に求められることで「国民（人民）主権」原理が成立し、さらには、「社会的・政治的自由主義」が規範化し、両者は一対化することで自由主義的「代議制民主政」が制度化されることになった。この制度は権力の企図と「人民（民衆）」の意思との乖離を内在し、統治機構の恣意的権力に転化しかねないという難点が伏在しているにせよ、民主政を正統化の原理としているだけに、権力の抑制と政体の改変の可能性にも服している。これは、民主政が秩序の維持と創出の手段であるだけに「経済的自由主義」をもって「社会的・政治的自由」を抑制したり、あるいは、「政治的自由」という言説をもって“非自由主義”の体制を正統化するための手段に転化するという可能性を内在していることを意味する。民主政が集团的自己決定の不断の再帰的過程であることを踏まえると、「自由」の現実主義的障害の認識を基礎とする民主政の現実の歴史的秤量と再帰的検討の視点が、また、所与の社会的所産に内在する潜在的可能性の展望が求められることにもなる。

民主政の展開という点で「日本国憲法」前文は極めて示唆的である。というのも、この憲法は「国民主権」論を憲政の基本原則とするとともに、国際「平和主義」の理念と結びつけて「いずれの国家（英文はネーション）も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務である」と謳っているからである。この宣言的文言は、「自衛」と「攻撃（戦争）」とが同視されたり、中国の覇権主義や北朝鮮の脅威から「自衛」する必要があるとする「軍拡」論をもってアメリカ軍との一体的軍事力の強化を期そうとする戦略論が横行している現状を踏まえると、また、テロに対する“戦争”が報復の連鎖を呼んだという歴史的経験に鑑みると、さらには、民主主義

の“後退”が憲法の枠内で起こり得ることであって、憲法の理念が足かせとなると判断されると、その改憲が志向されることに鑑みると、「日本国憲法」前文は「負」の遺産を踏まえた「平和の文化」の創造を謳った歴史的声明であり¹⁰⁾、この憲法全文の骨子の位置にあるだけに、民主主義の深化を期すための理念的・理論的砦になり、民主政を展望するための起点となり得る。

5. 結 び

歴史の過程は単線的であり得ず、自然の不測の事象や社会経済的事変を免れ得ない。これは資本主義の運動にも妥当することである。新自由主義の市場原理主義的社会経済再編策とそのグローバル化は、国民的にも国際的にも経済格差や不平等を増幅することで社会的ネットワークの強化の必要を強くさせ、また、コロナ・ウィルスのパンデミック化は「安全」の危殆を自覚させることになった。こうした「不安」は、「対抗傾向」として新「国家主義」を呼ぶことになったが、他方で、新自由主義的社会経済再編策で分断化された社会の再構築の必要を求めることにもなった。また、「脱炭素」の必要を経済成長の起動力に転化しようとする金融界や財界の戦略が作動しているにせよ、気候変動の国際的危機意識が深まるとともに、国際的協力の必要も自覚されることになった。

国際関係とは抽象ではなく、「国民」間関係の具象である。その形状と秩序は「国民国家」間の関係や国際協力の形態に発している。多くの「国民国家」は資本主義を基軸的社會関係とし、その規範を基底価値としているだけに、資本主義諸国のグローバルな「憲政」の構築が目指されてもいる。これは「民主主義<対>専政主義」という二極論をもって「中露包囲網」を構築しようとするアメリカの同盟強化戦略にも認め得ることであ

10) ジョン・W. ダワー (三浦陽一<監訳>, 田代泰子・藤本博・三浦俊章<訳>)『戦争の文化: パールハーバー・ヒロシマ・9.11・イラク』岩波書店, 2021年。

る。だが、いずれの「自由民主政国家」も民主主義を修辞とせざるを得ないし、「民主政」一般に包括され得るわけではなく、その現状は歴史的所産にほかならない。この点は「権威主義的社会主義」を「固有の民主政」であると自称する中国の自己弁護論にも妥当することである。

民主政の高次化には“青写真”があるわけではなく、「人民（国民）」の不断の歴史的課題に服している。これは、「国民（人民）主権」論からすると、代表者の権力行使が主権者によってコントロールされ、「公衆」の監視に服するとともに、住民支配型のアップ・ダウン型行政の民主化が求められることを意味する。というのも、統治の民主化は、人格的「自由」の理念を基点として社会経済関係の民主化を呼ぶからである。すると、社会構成体はジェンダーとエスニシティなどの社会文化的カテゴリーや思想と信条を異に、さらには、多様な階級と階層を異に構成されているにせよ、人びとは「社会的存在」にほかならず、資本主義的社会経済関係の構成主体にほかならないということ、この視点が社会経済関係の認識の基点とならざるを得ない。資本主義的社会経済関係においては「道具主義」的競争原理によって社会を組成し、あるいは、編成しようとする力学も作動しているだけに、市場原理主義が跋扈しかねないし、政治がその運動を補完しようともする。すると、「法人」利潤の最大化型配分策を変え、所得格差を是正し、住民（人民）福祉型配分策へと転換することが求められることになる。そのためには、政治の民主化が最も有効な手段となる。資本主義社会は多様な社会から構成されているにせよ、共同の営為をもってその前進的「改革」を期そうとすると、相互理解に立脚したコンセンサスの形成が求められるし、妥協の必要も起ころう。これは、「個人」の存在は社会と不可分の関係において成立するという認識に発する。

世界史は多くの移行期を経たし、関頭に立つことも多かった。現代世界は「安全」と生活の「保全」の模索という点で民主的社会の構築を求めている。この課題に答えようとする、社会経済関係の総括の抽象である「国家」という「外被」の民主的改革を期すとともに、その「民主政」像

を「国家」をもって国際的に明示することが求められていることにもなる。そのためには、「国民国家」の民主政論に立脚した「グローバル公衆」論が求められもする。「日本国憲法」前文は「平和的生存権」を始めとする民主的理念の実現を「達成する」と誓っている。理念なき現実主義的対応は展望を失することになるということ、これは留意すべきことであろう。